

## 市税等コンビニエンスストア収納業務委託企画競争実施に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約を締結する手続の透明性、競争性を確保するため、市税等コンビニエンスストア収納業務委託企画競争実施に関し、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法により契約を締結する手続（以下「企画競争」という。）について定めるものとする。

### (最低基準性)

第2条 この要綱に定める手続は、市税等コンビニエンスストア収納委託業務企画競争の最低の基準を定めたものであって、企画競争の実施にあたって、担当部課において、より競争性、透明性の高い方法を別に採用することを妨げるものではない。

### (委員会)

第3条 企画競争を実施する場合は、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該委員会の審議を経るものとする。

### (審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 提案者に求める内容等の妥当性
- (2) 契約の相手方として最適な者を採用するための企画提案書の評価基準の決定
- (3) 提案書の採用
- (4) その他企画競争の実施に関し、必要な事項

### (提案内容及び評価項目)

第5条 提案者に求める内容等については、当該業務の特性に応じて、次に掲げる事項の中から適宜選択したものを、あらかじめ書面にて定めておくものとする。

- (1) 同種又は類似の業務の実績
- (2) 業務実施上必要となる設備・システムの有無及びその概要
- (3) 専門分野別の技術職員、資格者等の状況
- (4) 配置予定技術職員、資格者等の資格、経歴、手持ち業務の状況
- (5) 当該業務の実施体制
- (6) 再委託等の有無及び予定（ただし、発注者の承諾を要するものに限る。）
- (7) 業務実施方針及び手法
- (8) その他業務実施に必要な事項

(企画競争実施の公表)

第6条 企画競争を実施する場合、次に掲げる事項を市税等コンビニエンスストア収納業務委託企画競争に関する実施要領（以下「実施要領」という。）により、応募希望者へ周知するものとする。

- (1) 実施業務の詳細な説明（業務名、業務内容及び履行期限を含む。）
  - (2) 提案書提出者に求めるべき参加資格（以下「競争参加資格」という。）
  - (3) 企画競争の担当部課名
  - (4) 実施要領等の交付期間、場所及び方法
  - (5) 提案書の作成様式及び記載上の留意事項
  - (6) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限
  - (7) 説明会の開催日時及び場所（開催の必要がある場合）
  - (8) ヒアリング実施日時及び場所（実施の必要がある場合）
  - (9) 提案書の採用をするための評価基準
  - (10) 提案書の提出に際し、質問がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間、回答方法及び配点等質問を受け付けない事項
  - (11) 書類等の作成に用いる用語、通貨単位
  - (12) 仕様書及び契約書の案
  - (13) 支払条件及び見積上限額
  - (14) 企画競争実施に際しての留意事項
  - (15) その他委員会が必要と認める事項
- 2 実施要領は、ホームページに掲載することとし、できる限り広く提案を求めるものとする。

(提案書の提出)

第7条 提案書の提出期限は、原則として公表の日の翌日から20日以上経過した日としなければならない。

- 2 実施要領において、提出期限までに担当課に到達しなかった提案書は、いかなる理由があっても採用されないことを明らかにしておくものとする。
- 3 提案者の差し替え及び再提出は、認めないこととする。
- 4 採用した後においても提案書の記載内容の変更は、認めないこととする。

(提案書の評価基準)

第8条 提案書の評価に際しては、必ず複数の事項の評価を数値で実施し、その合算により決定するものとする。

- 2 過去の業務経験を求める場合には、過去5年以内程度のものとするを原則とし、提案を求める業務内容等に応じ適切に定めるものとする。
- 3 提案書は、評価基準と提案内容の関係が明確に判断できるよう可能な限り具体的かつ簡素なものとし、枚数、記載量を制限するものとする。

(企画競争実施に際しての留意事項)

第9条 企画競争実施にあたっては、次に掲げる事項を実施要領において、明らかにしておくものとする。

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とすること。
- (2) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用しないこと。
- (3) 採用しなかった提案書は、原則として返却しないこと。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とすること。
- (5) 提案書について、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき、開示の対象としないこと。
- (6) この企画競争によって採用された者は、企画競争を実施した結果、最適な者として採用しただけであり、この企画競争を経た後、契約を締結するまでは契約関係を生じないものであること。

(企画競争の取扱い)

第10条 この要綱に基づく企画競争は、地方自治法第234条に定める随意契約であるため、契約に際して作成すべき随意契約理由書においては、企画競争により最適な者を採用する必要があるが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号が適用されるものである。

(企画競争実施上の留意点)

第11条 企画競争実施にあたっては、その競争性及び透明性の向上、積算の合理性向上、再委託状況の十分な把握、事業終了後の委託額の確定及びその実施体制、評価手続等について十分に留意するものとする。

(企画競争の実施予定情報の公表)

第12条 企画競争は、その提案内容の質の向上を図り、業務履行期間及び事前周知期間を適正に確保するため、原則として会計年度の当初又は公表日の少なくとも10日前までの可能な時期において、企画競争の実施予定情報を公表するものとする。ただし、第7条第1項に定める提案書の提出期限を30日以上経過した日とする場合には、実施予定情報の公表を省略することができる。

2 企画競争を実施した場合は、原則として採用した提案を行った者の住所、名称、代表者氏名及び決定日について、次条に定める採用通知後、速やかに公表するものとし、その公表期間は少なくとも契約締結日までとする。

3 この要綱に基づく企画競争は、地方自治法に定める予算執行手続でなく、会計年度開始前の実施を妨げるものではないため、企画競争実施に必要な適正な期間の確保を図るものとする。

(提案書の採用通知)

第13条 市長は、第8条に定める評価基準に基づき、委員会の審議を経て、当該業務について最適な提案書を採用したときは、当該提案書を提出した提案者に対して、当該提案書を採用したことを書面により通知するものとする。

(非採用理由の説明)

第14条 市長は、提案書を提出した者のうち提案書を採用しなかった提案者に対して、当該提案書を採用しなかったことを書面により通知するものとする。

2 前項の通知においては、次項に定める採用しなかった理由（以下「非採用理由」という。）についての説明を求めることができることを記載するものとする。

3 第1項の通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に書面により、市長に対して非採用理由についての説明を求めることができるものとする。

4 市長は、非採用理由についての説明を求められたときは、特別の事情がある場合を除き、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成27年3月23日財政部参与決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。